

特定（産業別）最低賃金の改正に伴う義務的な賃金引上げについても支給要件を満たせばキャリアアップ助成金の支給を受けることができるようになりました。

特定最低賃金の改正

件名	最低賃金額（時間額）		引上げ額 (引上げ率)	改正発効日
	現行額	改定額		
岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	815円	829円	14円 (1.72%)	平成28年12月21日
岐阜県自動車・同附属品製造業 最低賃金	856円	872円	16円 (1.87%)	
岐阜県航空機・同附属品製造業 最低賃金	902円	917円	15円 (1.66%)	

支給要件を満たす例

特定最低賃金の改正発効日の前日（平成28年12月20日）までに、キャリアアップ計画書を岐阜労働局に提出。また、同日までに、パート労働者の時給を2%以上増額（最低賃金改正に伴う義務的な賃金引上げ額を含む。）する賃金規定等を作成して昇給を実施する。

【具体例】

パート労働者1人を月100時間（1日5時間、20日勤務）使用する電気機械器具製造業の事業場で、時給815円を832円（引上げ額17円、引上げ率2.08%）に引上げた場合は、助成金として10万円が支給されます。

この場合、パート労働者の時給を17円引き上げるコストは年間20,400円ですので、助成金によって数年分の負担軽減になります。

○詳しくは、助成金窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

キャリアアップ助成金は

岐阜労働局職業安定部助成金センター TEL 058-263-5650

特定最低賃金の改正は

岐阜労働局労働基準部賃金室

TEL 058-245-8104